**別表１**（第２条第２項，第４条第４項及び同条第５項関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　名 | 職　務　内　容 | 雇用年齢上限 | 契約期間更新上限 | 第４条第５項  ただし書の適用 |
| 事務補佐員 | 事務の補佐業務に従事 | 満65歳 | 最初の採用日から起算して５年を超えない範囲内。ただし，一定の要件を満たし，かつ学長が特に必要と認めた場合は，この限りでない。 | なし |
| 技術補佐員 | 技術の補佐業務に従事 | 満65歳 | なし |
| 技術補佐員（研究支援推進員） | 先進セラミックス研究センター，極微デバイス次世代材料研究センター又は産学官金連携機構が実施する研究プロジェクト等の研究支援のために特殊な技能や熟練した技術を必要とする業務等に従事 | 満65歳 | なし |
| 用務補佐員 | 労務作業の補佐業務に従事 | 満６５歳 | なし |
| 臨時用務員 | 作業業務等に従事 | 満65歳 | なし |
| 寄附講座教員 | 寄附講座の教育研究業務に従事 | 満65歳 | 当該寄附講座又は寄附研究部門の存続期間内。ただし，最初の採用日から起算して５年を超えない範囲内 | あり |
| 寄附研究部門教員 | 寄附研究部門の研究業務に従事 | あり |
| プロジェクト特任教授 | 学外の重点的な競争的資金により実施される教育研究プロジェクトに係る研究業務に従事 | 定めない | 当該教育研究プロジェクトの実施期間内。ただし，最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | あり |
| プロジェクト研究員 | プロジェクト研究所に係る研究業務に従事 | 満70歳 | 当該プロジェクト研究所の設置期間内。ただし，最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | あり |
| 非常勤講師（正課担当） | 工学部又は工学研究科の授業に従事 | 満70歳。  ただし，適任者を得ることが困難な場合で，かつ，教育課程の実施に支障がある場合は，70歳を超える者を雇用することができる。 | 最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | なし |
| 客員研究部門非常勤講師 | 先進セラミックス研究センター又は産学官金連携機構の客員研究部門の研究又はセンター等の業務に従事 | 満70歳 | 最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | あり |
| 講師（中核的研究機関研究員） | 実用化・起業化を指向した研究及び産学官金連携機構運営の協力業務に従事 | 満35歳 | 最初の採用日から起算して２年を超えない範囲内 | あり |
| 講師（研究機関研究員） | 先進セラミックス研究センター及び極微デバイス次世代材料研究センターにおける特定の共同研究プロジェクトに従事 | 満35歳 | 最初の採用日から起算して２年を超えない範囲内。ただし，やむを得ない場合は３年を超えない範囲内 | あり |
| 非常勤講師（補習授業担当） | 工学部の補習授業に従事 | 満70歳。  ただし，適任者を得ることが困難な場合で，かつ，補習授業の実施に支障がある場合は，70歳を超える者を雇用することができる。 | 最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | なし |
| 非常勤講師（プロジェクト担当） | 本学が実施する教育プロジェクト業務に従事 | 満70歳。  ただし，適任者を得ることが困難な場合で，かつ，プロジェクトの実施に支障がある場合は，70歳を超える者を雇用することができる。 | 最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | なし |
| 日本語非常勤講師 | 外国人留学生及び外国人研究者の日本語教育に従事 | 満70歳 | 最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | なし |
| 研究員 | 共同研究，受託研究又は学外の競争的資金により実施される研究プロジェクトに従事 | 満65歳 | 研究期間又は研究プロジェクトの期間内。ただし，最初の採用日から起算して10年を超えない範囲内 | あり |
| 非常勤講師（高度技術研修担当） | 本学が実施する高度技術研修（外部からの委託により実施するものを含む）の業務に従事 | 満70歳。  ただし，適任者を得ることが困難な場合で，かつ，高度技術研修の実施に支障がある場合は，70歳を超える者を雇用することができる。 | 最初の採用日から起算して５年を超えない範囲内 | なし |